

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和4年7月29日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドン・キホーテ古川店
大崎市古川大宮三丁目349-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田 直樹
東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
- 3 市町村の意見の概要
なし
- 4 地域住民等の意見の概要
 - (1) 車両入口が幹線道路である国道4号に面しており、渋滞及び交通事故につながる危険性が高いため、出入口への看板設置及び誘導員の配置など渋滞緩和の対策を講じてほしい。また、近隣は住宅地であり、古川第四小学校も近いため、朝夕の混雑する時間帯には、隣接道路の通行人が安心・安全に通行できるよう、十分に配慮していただきたい。
 - (2) 同店の営業時間の届出は24時間なので、深夜に若者の溜まり場となった場合、騒音問題の発生や周辺地域の防犯強化、非行防止についても徹底した対応を講じてほしい。
 - (3) 駐車場が混雑した場合には、誘導員を配置するなどの対応をしていただきたい。
 - (4) 廃棄物の回収時間帯は、早朝と深夜を避け、住民への騒音に対する配慮をお願いしたい。
 - (5) 街づくりの観点から商工会議所等が実施する事業にも積極的に参画し、地域経済の発展に寄与していただきたい。
 - (6) 地域貢献に配慮するとともに、地域の商慣習にも倣った行動に努め、紛争が起きないようにしていただきたい。

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター，大崎地方県政情報コーナー及び大崎市役所

6 縦覧期間

令和4年7月29日から令和4年8月29日まで（ただし，閉庁日を除く。）